国立大学法人高知大学安全 · 安心機構会議規則

平成 24 年 3 月 28 日 規 則 第 101 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学安全・安心機構規則第8条第2項の規定に基づき、国立大学法人高知大学安全・安心機構会議(以下「機構会議」という。)に関し必要な事項を定める。

(組織)

- 第2条 機構会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 機構長
 - (2) 副機構長
 - (3) 部門長
 - (4) その他機構長が必要と認めた者

(審議事項)

- 第3条 機構会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 国立大学法人高知大学の安全・安心の総括に関する事項
 - (2) その他必要な安全・安心に関する事項

(議長等)

- 第4条 機構会議に、議長及び副議長を置く。
- 2 議長は、機構長をもって充てる。
- 3 副議長は、副機構長をもって充てる。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長の職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

- 第5条 議長が必要と認めたときは、機構会議に委員以外の者を出席させることができる。 (事務)
- 第6条 機構会議の事務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、機構会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。